

医療保険について

福岡県医師会 理事 青柳明彦
令和7年8月21日（木）

Fukuoka Medical Association



わが国の医療保険制度の特徴

1. 国民皆保険制度

すべての国民が、何らかの公的医療保険に加入している。

2. 現物給付制度

医療行為（現物）が先に行われ、費用は保険者から医療機関へ事後に支払われる。

3. フリーアクセス

自らの意志により、自由に医療機関を選ぶことができる。



保険診療の基本的ルール

1. 保険診療は、健康保険法等の各法に基づく、保険者と保険医療機関との間の「**公法上の契約**」に基づいている。
2. 保険医療機関は、健康保険法等で規定されている保険診療のルール（契約の内容）に従って、療養の給付及び費用の請求を行う必要がある。
3. 保険医は、保険診療のルールに従って、療養の給付を実施する必要がある。

Fukuoka Medical Association

3



診療報酬が支払われる条件

- ①保険医が
- ②保険医療機関において
- ③健康保険法、医師法、医療法、医薬品医療機器等法の各種関係法令の規定を遵守し
- ④『療養担当規則』の規定を遵守し
- ⑤医学的に妥当適切な診療を行い
- ⑥診療報酬点数表に定められたとおりに請求を行っていること

Fukuoka Medical Association

4



保険医、保険医療機関として保険診療、
保険請求を行うには、健康保険法等の
各種関係法令に基づく必要がある。
従って、これらの関係法令を知らない
ことは、**行政処分を免れる理由にはな
らない。**

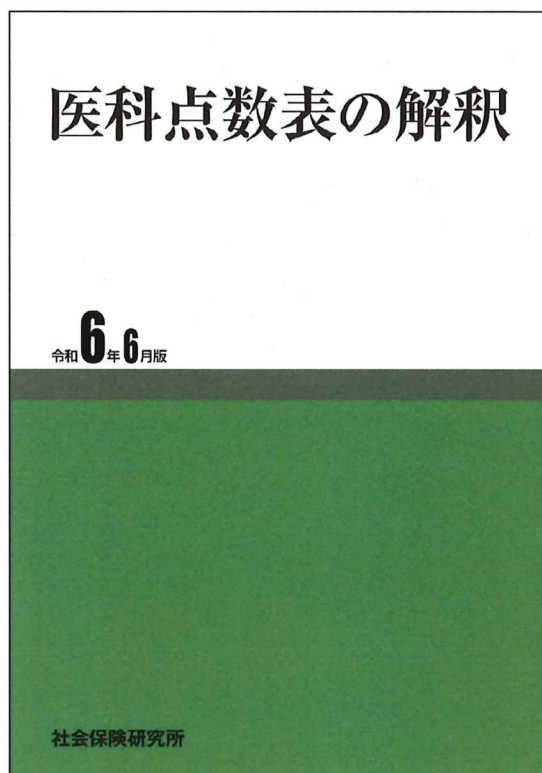
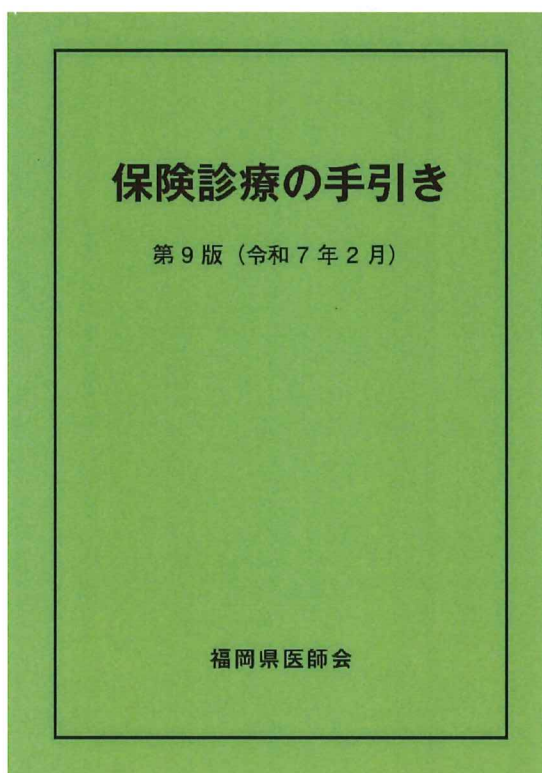


保険診療の禁止事項

1. 経済上の利益の提供による
誘引の禁止
2. 特定の保険薬局への患者誘導の禁止
3. 特殊療法・研究的診療等の禁止
4. 健康診断の禁止
5. 濃厚（過剰）診療の禁止



「保険診療の手引き」と 「医科点数表の解釈」の活用



Fukuoka Medical Association

7



医科診療報酬点数に関する 留意事項【目次】

- | | |
|---------------------|---------------|
| 1. 診療録（カルテ） | 7. 投薬・注射 |
| 2. 傷病名 | 8. 輸血・血液製剤 |
| 3. 基本診療料等 | 9. 処置・手術・麻酔 |
| 4. 医学管理等 | 10. リハビリテーション |
| 5. 在宅医療 | 11. 精神科専門療法 |
| 6. 検査・画像診断・
病理診断 | 12. 食事療養 |

Fukuoka Medical Association

8



1. 診療録（カルテ）

- ・診療報酬請求の根拠は、診療録にある。

2. 傷病名

- ・診断の都度、医学的に妥当適切な傷病名を、診療録に記載する。
- ・いわゆる「レセプト病名」を付けるのではなく、必要があれば症状詳記等で説明を補うようにする。



3. 基本診療料等

- ・外来患者が医療機関に来院しても、初診料・再診料（外来診療料）等が請求できない場合がある。
- ・入院基本料等を算定するための要件があることに留意する。

4. 医学管理等

- ・指導内容、治療計画等の診療録への記載など、算定要件を満たしていなければ算定できない。



5. 在宅医療

- ・患者を定期的に訪問して診療を行った場合に算定するのは在宅患者訪問診療料であり、往診料ではない。
- ・在宅患者への指導や管理は指導内容の要点等の記載や、指示書等の診療録への添付など、項目ごとに具体的な算定要件が定められている。



6. 検査・画像診断・病理診断

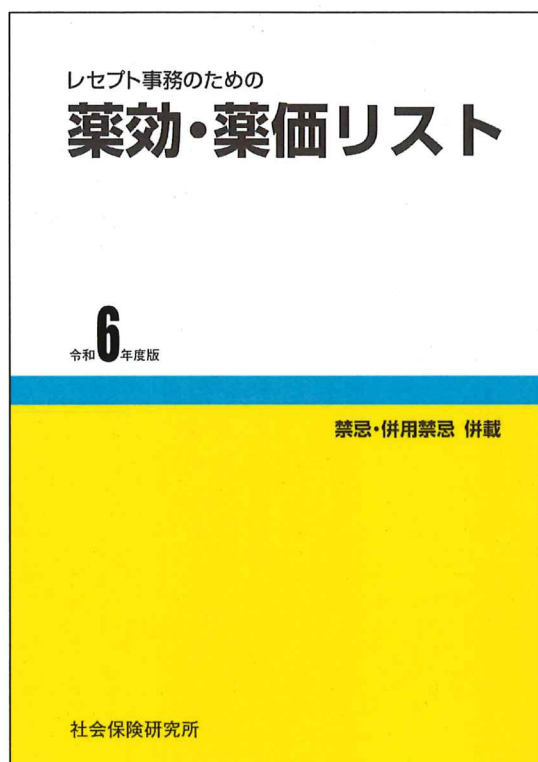
- ・各種の検査は、診療上必要な検査項目を選択し、段階を踏んで、必要最小限の回数で実施する。

7. 投薬・注射

- ・薬剤の使用に当たっては、厚生労働省の通知等で使用が認められている場合を除き、原則として、医薬品医療機器等法承認事項（効能・効果、用法・用量、禁忌等）を遵守する。



「医薬品集」の活用



Fukuoka Medical Association 13



8. 輸血・血液製剤

- ・患者等に対し、文書により輸血の必要性、副作用、輸血方法、その他の留意点等について、あらかじめ説明するとともに、同意を得る。また、その文書には患者の署名又は押印を得て、患者に交付し、その写しを診療録に添付する。

Fukuoka Medical Association 14



9. 処置・手術・麻酔

- ・点数表にない手術は保険診療では禁止されている。特殊な手術や、往來の手技と著しく異なる手術等については、九州厚生局に必ず内議する。

10. リハビリテーション

- ・リハビリテーション実施計画書の作成、患者に対する実施計画の内容の説明、定期的な効果判定等を行う必要がある。



11. 精神科専門療法

- ・実施した精神療法の要点、精神療法に要した時間を診療録に記載する等、算定要件に留意する。

12. 食事療養

- ・食事も医療の一環であることに留意する。
- ・食事摂取可能な患者へのビタミン剤の投与については、要件を満たすことを必ず確認する。



指導・監査について

保険診療の質的向上と適正化を図ることを目的として行われる。

1. 集団指導

①新規指定時集団指導／対象：新規指定保険医療機関

②新規登録時集団指導／対象：新規登録保険医

③更新時集団指導／対象：前年度に指定更新を行った保険医療機関

2. 集団的個別指導

指導大綱に基づき、保険医療機関等の機能、診療科等を考慮した上で診療報酬明細書の1件当たりの平均点数が高い保険医療機関（概ね8%）を対象に集合形式にて実施される。

3. 新規個別指導、個別指導

①新規個別指導／対象：新規指定より概ね6か月以上を経過した保険医療機関

②個別指導／対象：指導大綱に基づき個別指導が必要と認められた保険医療機関

4. 監査

診療内容及び診療報酬請求に不正又は著しい不当があったことを疑うにたる理由があるときに行われる。監査後の行政措置として、保険医療機関・保険医の「取消」、「戒告」、「注意」がある。

Fukuoka Medical Association

17



新規開業等の先生方が対象となる指導について

【新規指定時集団指導・新規登録時集団指導】

- ・集団指導については、eラーニング形式にて開催される。
- ・対象となる保険医療機関に対しては、九州厚生局より直接通知される。
- ・視聴可能期間中に視聴完了することで、集団指導に出席した取扱いとなる。

【新規個別指導】

- ・指導当日は、第三者である学識経験者として、中立で公平・公正な立場での助言を行うために、県医師会及び郡市医師会の役員が立会うこととしている。
- ・指導に関して不安な点やご不明な点等については、ご所属の郡市医師会へご相談ください。

Fukuoka Medical Association 18



保険診療における指導・監査

- 集団指導用資料
- 特定共同指導・共同指導における指摘事項
- 保険診療（保険調剤）確認事項リスト
- 適時調査実施要領等
- 関係法令等
- 指導・監査の実施状況
- 保険診療に関する照会先

政策について

分野別の政策一覧

健康・医療

健康

保険診療（保険調剤）確認事項リスト

- ▶ PDF 保険診療（保険調剤）確認事項リストについて [PDF形式：32KB]
- ▶ PDF 保険診療確認事項リスト（医科） [1.2MB] [PDF形式：1,224KB] **NEW**
- ▶ PDF 保険診療確認事項リスト（歯科） [766KB] [PDF形式：766KB] **NEW**
- ▶ PDF 保険調剤確認事項リスト（薬局） [940KB] [PDF形式：940KB] **NEW**



Fukuoka Medical Association



「子ども」「重度障がい者」 「ひとり親家庭等」の 各医療費助成事業について

子ども

医療費支給制度

- ・子どもに係る医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進、子育て家庭への支援の充実を図ることを目的とした制度

重度障がい者

医療費支給制度

- ・重度障がい者に係る医療費の一部を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度

ひとり親家庭等

医療費支給制度

- ・ひとり親家庭等の健康の保持と子育て支援の充実を図ることを目的として、医療費の一部を助成する制度

【請求上の留意点】

1. 市町村によって、対象年齢、助成額及び所得制限など制度内容が異なりますので、詳細は当該市町村にお問い合わせください。

※市町村助成拡大状況について

http://www.kokuhoren-fukuoka.jp/?page_id=2245

福岡県国民健康保険団体連合会ホームページ>医療機関の皆様へ>子ども・重度障害者・

ひとり親家庭等医療費市町村助成拡大状況



2. 各医療費助成事業の審査支払事務は、従来、国民健康保険分、被用者保険分ともに福岡県国民健康保険団体連合会へ請求する取扱いであります。現在、県内全市町村において、社会保険診療報酬支払基金に委託されております。

※審査支払事務の委託状況について

https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/chitan/jutaku/40_fukuoka.html

社会保険診療報酬支払基金ホームページ>診療報酬等の請求・支払>医療費助成事業関係

業務>支払基金が受託している医療費助成事業>都道府県別事業内容（福岡県）

